

# 令和3年11月泉南市農業委員会定例会

令和3年11月10日 午後1時30分  
市役所別館 1階 会議室1・2

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
田中 一寿子	馬場 定夫	

(推進委員)

西浦 賢二	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行		

## ・欠席委員

(推進委員) 角辻 健二

事務局      それでは定刻になりましたので、ただ今より令和3年11月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、角辻委員より欠席の届出が出ております。また、西浦委員が遅刻の為、本日の出席は現在3名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長      こんにちは。皆様におかれましては何かとお忙しい中、泉南市農業委員会11月定例会にご出席いただきましてありがとうございます

また、10月26日に大阪府農業委員会大会に多数ご出席いただきましてありがとうございました。

さて、衆議院議員選挙も終わり、大阪では日本維新の会が1党勝ちという結果でございました。政府におきましても、コロナ禍の経済対策として18歳以下の国民に5万円の現金と5万円分のクーポン券を配布す

会 長            る事が与党内で合意されたと聞いております。しかしながら、経済対策も大切ですが、後々の事を考えますと、18歳以下の国民に大きな負担がかかるだろうと心配しております。また、経済活動の活発化に伴い、おそらく第6波もやってくるのではないかと危惧しております。

最後になりましたが、急に寒くなりましたので、風邪など引かないように健康に留意していただきたいと思っております。

それでは、本日は議案が6件、報告案件が3件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長            それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

                  泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会 長            ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、9番 宮下委員、10番 森谷委員をお願いいたします。

                  以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長            それでは、令和3年議案第33号「泉南市農業委員会に関する規程の一部を改正する農委規程の制定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局        令和3年議案第33号1件について朗読する。議案第33号につきまして事務局の方から補足説明させていただきます。

                  議案第33号につきましては、菅政権に発足された押印廃止によるものです。内閣府における「押印見直しマニュアル」を参考にしますと、法務部門（本市においては総務部）と連携し、条例の改正を行う事と記載されております。登記手続き等による印鑑証明書が必要となるものであれば押印廃止は難しいと考えられますが、認印で対応できるものについては、本人確認が出来るものであれば廃止する方向で総務課と検討し、泉南市農業委員会に関する規程の改正を行うものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第33号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第33号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおりする制定することといたします。

会 長 続きまして、令和3年議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第34号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 令和3年議案第34号5件について朗読する。議案第34号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1、4、5につきましては地区担当委員が病気治療のため入院しており、事務局のみで現地確認しておりますので事務局から報告させていただきます。

No. 1につきましては、譲渡人から農地管理の依頼を受け、従前から耕作を行っていましたが、譲受人の所有している雑種地と交換することが決まり、所有権移転する事となりました。

続きましてNo. 4、5合わせた形で説明させていただきます。譲受人は、今年の9月21日付けで適格法人の届出書を提出し、受理された法人です。主に青ネギを年間20トン生産しており、販路については〇〇〇〇

事務局 に出荷しています。労働力については、常時3名・臨時13名で運営を行っており、将来的には雇用を増やしていく予定です。No. 4については、譲渡人は農業法人ではありますが、運営不振のため当該農地は遊休農地でありました。No. 5については、譲受人・譲渡人で今年の6月に利用権設定された農地ではありますが、利用権設定を解除し、所有権移転することになりました。

続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 No. 2につきましてご説明いたします。過日、事務局の方と現地確認を行いました。当該農地につきましては農地パトロールの時点では休耕農地として、適正に管理された状態でしたので何ら問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。No. 3につきましては、地区担当委員が退席しておりますので、代わりに事務局から報告させていただきます。

譲渡人は、令和3年9月4日に相続された農地です。従前から譲受人が青ネギの栽培を行っており、所有権移転することになりました。

引き続きNo. 2につきまして補足説明させていただきます。譲渡人は、体調が優れず、後継者が遠方に嫁いでいるため、営農継続が困難である事から隣接地で青ネギを営んでいる譲受人に所有権移転するものです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 1、4、5につきまして地区担当推進委員さん何かご意見ございますか。

〇〇委員 特に問題ないです。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第34号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第34号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長           続きまして令和3年議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。こちらは先月の定例会からの継続案件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局       令和3年議案第35号1件について朗読する。議案第35号につきましては、継続案件であります。

国庫補助金である鳥獣被害対策事業の一環である金網柵の件ですが、当該農地に設置している柵については、別の場所に流用し、変更申請を行えば良いと、大阪府農とみどりの総合事務所から指導がありました。故に、当該地の転用案件について再度協議をお願いします。

転用理由としましては、当該農地は、譲渡人の母親から相続された農地です。譲渡人は、住居を〇〇市に構えており、当該農地について闇小作人が居ることも知りませんでした。譲受人は、別所地区において数か所の太陽光発電設備を構え、売電されています。既存の発電設備内においては、防草シートを敷き詰め、雑草等の対策をされているため、隣接者からのクレームの報告はありません。今回の太陽光発電設備の概要につきましては、太陽光パネル枚数は50枚、発電容量は22.5kwです。費用につきましては、約400万円かかりますが、すべて譲受人の自己資金で賄います。以上です。

会 長           ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長           それでは質疑がないようですので、議案第35号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第35号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長           〇〇委員さん、柵については今後対応してもらえるのですか。

〇〇委員       調整して流用します。隣の方2名に声をかけて了解をもらっています。当該地は50坪ほどの小さな土地で、適地があるわけではないので、不足分をどうするのか、費用もかかりますのでその点について交渉をしています。メリットもありますが、制約も伴いますので、隣の方には説明をして了解をとった上で進めていきます。

会 長           よろしくをお願いします。

会 長           続きまして、令和3年議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局       令和3年議案第36号7件について朗読する。議案第36号につきましては、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1、2、4、5、6、7につきまして〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員       No. 1につきましては、草の維持管理は出来ております。No. 2につきましては、ネギを植えています。No. 4、5、6、7につきましてはすべて米を植えておりました。ここは以前から借人が借りていたと思います。

事 務 局       ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員

11月2日に現地視察に行つてまいりました。貸借開始が12月1日となっておりますが、すでに軟弱野菜を栽培しておりました。綺麗に植えられています。以上です。

事務局

ありがとうございます。議案第36号につきまして事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1、2につきましては、前回の貸借が行われた時点で遊休農地化しており、その対策として隣接地で青ネギを生産している借手が借り受けたものです。借り手につきましては他に利用集積の実績もあり、息子が後継者として一緒に作業に従事しております。

No. 3につきましては福祉事業を中心に営んでいる法人です。泉南市内にも就労継続支援A型事業所を持っております。農地での作業には認定農業者の資格を持つ従業員1名が常時従事し、生産された作物の仕分け等の軽作業を先ほど申し上げた事業所の利用者が行う計画をしております。作業従事者とは今年の8月に中野会長と事務局で面談をしております。冬場は小松菜や水菜等の軟弱野菜を、夏場は水ナス等を栽培する予定です。

No. 4から7につきましては、借り手は〇〇を中心に玉ねぎ・キャベツ・米を栽培しております。経営面積は約17ヘクタールあります。当該地につきましては闇小作で耕作しておりましたが、農地中間管理事業を活用し、正規の手続きを踏んで貸借を行うものです。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

それでは質疑がないようですので、議案第36号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長

それではお諮りいたします。議案第36号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第37号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 議案第37号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 令和3年議案第37号1件について朗読する。議案第37号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 11月8日に事務局の方と現地確認しました。一部は花を植えていました。他は草が生えていましたが、いつでも耕作は出来る状態でした。問題ないかと思ひます。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第37号について補足説明させていただきます。当該農地は、設定人の住居裏にある農地であり、貸農園として農地管理されておりましたが、隣接する被設定人所有の農地と集約するため、貸借の契約を交わす事となりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第37号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第37号に賛成の方は挙手をお願い



会 長 します。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案37号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 続きまして、令和3年議案第38号「相続税納税猶予に関する適格者証明の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第38号1件について朗読する。議案第38号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。中野会長よろしく申し上げます。

会 長 相続人は泉南市農業塾の塾長で、農業を熱心にされております。全筆ともきちんと耕作しておりますのでなんら問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。議案第38号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。相続人は、令和3年1月9日に相続された方です。被相続人が所有する耕作農地11,725㎡全てを相続し、その内の6,423㎡の農地の相続税納税猶予の適用をうけるものです。相続人は、本市農政事業の中の新規就農者の育成事業の一環として行っている農業塾の塾長を務めて頂いております。42歳と若く、泉南市の農業を担っていく方です。以上です。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および私の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第38号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第38号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり承認することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和3年報告第22号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第22号1件について朗読する。報告第22号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

この農地は、昭和41年頃に住居を建てており、届出人の父親から平成7年に相続された農地です。既存家屋の建て替えに際して、地目が農地である事が発覚したため、急遽 始末書を添付の上、届出書の提出を行ったものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 今までわからなかったんですかね。

〇〇委員 昔はこういったやり方がよくありましたよね。

事 務 局 現在は建築確認を取らないと家は建てられませんが、建築確認が必要なかった時代にはこういった事がありました。建替えるという事になり、発覚したのだと思います。

会 長 また、4条申請をしてそのままにしているという事も多々ありますが。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第22号を終了します。

会 長 続きまして、令和3年報告第23号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第23号3件について朗読する。報告第23号につき

事務局

まして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、この農地は、住宅開発区域内にある農地です。住宅用地として転用届出書が提出されました。区画としては、1区画です。

No. 2につきましては、昭和42年に前所有者が家屋を建てたものです。平成16年に不動産の競売により現所有者が共有名義で購入されました。共有名義から譲受人のみの名義に変更する際に、地目が農地である事が発覚したため、急遽、始末書を添付の上、届出書の提出を行ったものです。

No. 3につきましては、譲受人と譲渡人は、隣接者です。譲受人の住居に接している道路は狭く車の行き来が困難なため、譲渡人の所有している農地を購入することで自家用車を駐車できることから、露天駐車場として転用届出書が提出されました。以上です。

会長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第23号を終了します。

会長

続きまして、令和3年報告第24号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

令和3年報告第24号3件について朗読する。報告第24号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、10月11日 ○○委員と現地確認を行っております。15筆の内、維持管理のみの農地が3筆ありますが、他の農地については水稻や果樹・季節野菜を行っております。

No. 2につきましては、10月14日 ○○委員と現地確認を行っております。①番は水稻を行い、②番は果樹を行っております。

No. 3につきましては、10月20日 ○○委員と現地確認を行っております。①番は、水稻を行い、②番と③番は軟弱野菜を行っております。以上です。

- 会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長 地区推進員さん、No. 1の方は88歳でございますが、農業はできそうですか。
- 〇〇委員 本人は入院したりしていて無理なので、貸していると思います。
- 〇〇委員 ⑩番から⑮番の農地は親戚の方が作っていて、草刈りは年に数回やってくれていると思います。
- 会 長 もしも、遊休化するような事があれば、誰かに作って貰えるように考えてもらいたいなと思っています。
- 〇〇委員 ⑩番から⑮番の農地は水利権がありません。ですので、米は植えられません。米を植えたいとなれば新たに権利を買ってもらわないといけません。
- 会 長 ですが、地目は田ですよ。
- 〇〇委員 しかし、作る人がいないので、親戚の方が草を刈って、少し野菜を作ったり、知り合いにも声をかけて作ってもらっているようです。
- 会 長 地目が田の農地で、水費がかかるので水利権を放棄すると言われたらダメだと言うべきではないですか。私の地区では放棄は出来ません。
- 〇〇委員 しかし、本人がどうしても希望すると言えば、ダメという法律がありません。
- 会 長 水利権が無いとなった時には、誰も作ってくれないでしょうし、余計に困るのではないですか。
- 〇〇委員 他の所でも、玉ネギを作っている所がありまして、水はどうしているのかと聞いたら、井戸水を利用しているとのことでした。
- 〇〇委員 法的根拠がないという事ですね。ですが、本人が希望するのであれば、

〇〇委員 そのデメリットも理解してもらわないと、後々困る場合がありますので。

〇〇委員 ここは現在そういった状況です。

会 長 では畑としてしか貸せないという事ですね。わかりました。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第24号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして11月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、12月3日（金）場所は、市役所別館 1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時48分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年11月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_